



⑩ 子どもへの支援

すこ 健やか親子相談 おやこそうだん

千代田保健所 保健サービス課 保健相談係
問合せ先 〒102-0073 九段北1-2-14
 TEL (5211) 8175 / FAX (3262) 1160
 Eメール hoken-service@city.chiyoda.lg.jp

子どもの発達や子育ての悩みについて相談を行います。

内 容 子どもの発達や子育ての悩みについて、心理相談員による相談を行っています。(予約が必要です)

対 象 妊婦から未就学の子どもと保護者

しょうにまんせいとくていしっぺいじどうとうにちじょうせいかつようぐ きゅうふ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

千代田保健所 保健サービス課 保健サービス係
問合せ先 〒102-0073 九段北1-2-14
 TEL (6380) 8552 / FAX (3262) 1160
 Eメール hoken-service@city.chiyoda.lg.jp

小児慢性特定疾病を抱えるお子さんの日常生活用具の給付が受けられます。

内 容 特殊寝台等の日常生活用具の給付が受けられます。
 事前申請が必要です。

対 象 小児慢性特定疾病の受給者証を交付されているお子さん
 ※障害者総合支援法等により、同様の給付が受けられる方は対象外です。
 ※区が定める限度額を超える分は自己負担となります。

とくべつしえんきょういく 特別支援教育

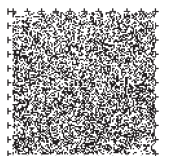
指導課 特別支援教育担当
問合せ先 TEL (5211) 3666 / FAX (3288) 3420
 Eメール tokubetsushien@city.chiyoda.lg.jp

障害の種類・程度・発達に応じお子さん一人一人に合わせた教育支援を行っています。

- 内 容**
1. 特別支援学級 (知的障害)
 富士見小学校、千代田小学校、麹町中学校
 2. 通級指導学級 (言語障害)
 千代田小学校
 3. 特別支援教室 (発達障害等)
 全ての区立小学校、中学校、中等教育学校

※上記以外の障害についても相談や情報提供等を行います。

対 象 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒



しょうがいじほいく 障害児保育

子ども支援課 入園審査係

問合せ先 TEL (5211) 4119 / FAX (3264) 3988
Eメール kodomoshien@city.chiyoda.lg.jp

ほごしゃ しゅうろう りゆう ほいく かてい こ しゅうだんほいく じっし きょたくほうもん
保護者が就労などの理由で保育できない家庭のお子さんに、集団保育の実施や居宅訪問
型保育事業（ベビーシッター）の紹介を行います。

- 内 容**
1. 集団保育（認可保育園・区立こども園・認定こども園・幼保一体施設）
 2. 居宅訪問型保育事業（ベビーシッターの派遣）の紹介
- ※集団保育の保育時間は原則として保育が必要な時間（園での医療的ケアが
必要なお子さんは、看護師の配置状況を踏まえて決定する）
- ※居宅訪問型保育事業は、運営事業者の受け入れ状況等により希望する時期
に保育を開始できない可能性があります。

- 対 象** 次のすべてに該当する子ども
1. 生後57日～就学前の子ども（園での医療的ケアが必要なお子さん・
居宅訪問型保育事業の利用を希望するお子さんは満1歳から）
 2. 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持し
ているお子さん又は疾病や障害等により特別な配慮（医療的ケアを含
む）を要するお子さん
- ※保育の実施選考指数に基づく利用調整を行います。
- 利 用 料** 0～57,500円（お子さんの年齢や世帯のお子さんの数、住民税の課税状況
により決定します）

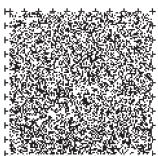
ファミリー・サポート・センター

千代田区社会福祉協議会 在宅サポート係 （ファミリー・サポート・センター）

問合せ先 〒102-0074 九段南1-6-10
TEL (3265) 1901（代表） / FAX (3265) 1901

とうろく こそだ しえん ひつよう かた ちいき たす あ しえん う
登録により子育て支援が必要な方は地域の助け合いによる支援を受けられます。

- 内 容** 園や学童クラブ等の送迎、その前後の預かり、冠婚葬祭や買い物などの外出
の際の預かりなどの支援が受けられます。
- ※病児保育や保育園で発熱した際のお迎えはお引き受けできません。
- 対 象** 区内在住で、生後6か月から小学6年生までの子どもを育てている方
- 利 用 料** 月曜日～土曜日 9時～17時まで 児童1人あたり800円
- ※時間外設定あり。200円増
- ※登録方法：月2回登録説明会（予約制）開催日等詳細はお問合せください。



こ けんこうそうだんしつ 子どもの健康相談室

児童・家庭支援センター 発達支援係
問合せ先 〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6階
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

こ けんこう はったつ ふ あん しんぱいごと そうだん おこな
子どもの健康や発達の不安、心配事の相談を行います。

内 容 こ ことば うんどう こうどう しんぱい き はったつせんもん しょうにか い し
子どもの言葉や運動、行動などの心配や気がかりに、発達専門の小児科医師
げんごちようかくしどう そうだん おう でんわ もう こ
や言語聴覚士等が相談に応じます。お電話でお申し込みください。

対 象 小学生までの子どもと保護者

はったつしょうがいとう りょういくけいひじょせい 発達障害等の療育経費助成

児童・家庭支援センター 発達支援係
問合せ先 TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240
E メール hattatsusoudan@city.chiyoda.lg.jp

はったつしょうがいとう こ そうだん りょういくけいひ いちぶ じょせい う
発達障害等の子どもの相談、療育経費の一部の助成が受けられます。

内 容 しょうがいじたいおう じっせき せんもんきかん りょう そうだん りょういく おこな さい けいひ
障害児対応の実績がある専門機関を利用して相談や療育を行った際の経費の
いちぶ じょせい
一部について助成します。

※1ヶ月にかかった経費の2/3、かつ10,000円が限度です。

対 象 原則として0歳～18歳に達した日から最初の3月31日までの子どもを持つ保護者

じどうふくしほう しょうがいじ たいしょう 児童福祉法による障害児を対象としたサービス

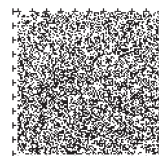
児童・家庭支援センター 発達支援係
問合せ先 TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

つうしょ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう しゅうだんせいかつ てきおうくねんとう おこな
通所で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

- 内 容 ● じどうはったつしえん
児童発達支援
● ほうかごとう
放課後等デイサービス
● ほういくじょうほうもんしえん
保育所等訪問支援
● きやたくほうもんがたじどうはったつしえん
居宅訪問型児童発達支援

くわ しくは 38 ページの じどうふくしほう しょうがいじ たいしょう
詳しくは 38 ページの児童福祉法による障害児を対象としたサービスをご覧
ください。

対 象 心身の障害や発達障害等をお持ちの児童



しょうがいじつうしよきゅうふじよせい 障害児通所給付助成

児童・家庭支援センター 発達支援係
問合せ先 〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6 階
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

18 歳到達日以降も、年度内は通所サービスを継続できます。

内 容 障害児通所支援の「児童発達支援」を 18 歳以降も引き続き利用できるようにすることで、児童が継続的な療育を受けられるとともに、保護者の経済的な負担を軽減します。

対 象 期 間 18 歳に達した日から、最初の 3 月 31 日まで（義務期間中に就学猶予を受けた者は 1 年間の期間延長をします。）

助 成 額 1 ヶ月あたりの利用料金のうち、区が定める自己負担額（下記表）を除いた経費を助成します。

自己負担額

区 分	世帯の収入状況	本人負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	住民税非課税世帯	0 円
一般 1	住民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	4,600 円
一般 2	上記以外	37,200 円

しゅうえんそうだん 就園相談

児童・家庭支援センター 発達支援係
問合せ先 〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6 階
TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240
E メール hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp

子どもの発達に心配で就園に不安をお持ちの方はご相談ください。

内 容 幼稚園・こども園などの見学、専門家による相談、検査などを行い、子どもの状況や適性に応じた環境や必要な支援について保護者とともに考えます。電話でお申し込みください。

対 象 次年度に千代田区内の公立幼稚園・こども園に入園する子どもと保護者

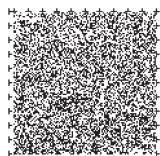
しゅうがくそうだん 就学相談

児童・家庭支援センター 発達支援係
問合せ先 TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240
E メール hattatusoudan@city.chiyoda.lg.jp

就学にあたりお子さんの発達について気になっていることや不安に思われていること等があれば、お気軽にご連絡ください。

内 容 心身の障害及び発達に課題をもつ幼児・児童・生徒の就学先について、保護者への情報提供及び円滑な就学のために必要な相談・支援を行います。

対 象 次年度に小学校及び中学校に就学する予定で区内在住の幼児・児童・生徒及びその保護者



問合せ先

児童・家庭支援センター 発達支援係

TEL (5296) 9281 / FAX (5298) 0240

家族に代わり、医療ケアを含む介助や見守りを行います。

内 容

重度・重症心身障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童等の居宅に
看護師等が訪問し、児童の介助をする家族に代わり、医療的ケアを含む介助
や見守りを行います。

※利用料金は無料です。

※医師指示書にかかる作成料金の助成があります。

※申し込み等、詳しくはお問い合わせください。

対 象

区内に住所を有し在宅で生活する 18 歳未満の児童のうち、いずれかの状態・
状況にあるものと同居する家族等

1. 重度の知的障害（療育手帳または東京都愛の手帳の 1 度または 2 度）
を有し、かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1 級または 2 級の
下肢、体幹または移動機能障害）を有するまたは、同程度の状態であ
ると認められる児童
2. 日常生活を営む上で以下にある医療的ケアを必要とする児童

(1) 人工呼吸器管理	(2) 気管内挿管、気管切開
(3) 鼻咽喉頭エアウェイ	(4) 酸素吸入
(5) たん吸引（6 回／日以上）の頻回吸引	(6) ネプライザー
(7) 中心静脈栄養（IVH）	(8) 経管栄養（経鼻・胃ろう含む）
(9) 腸ろう・腸管栄養	(10) 定期導尿
(11) 人工肛門・人工膀胱	(12) 継続する透析（腹膜灌流を含む）

しょうがいじし えんじぎょう

障害児支援事業

しょうがくせい ちゅうがくせい こうこうせい む きのうくんれん
(小学生・中学生・高校生向け機能訓練)

身

問合せ先

子ども発達センター（さくらキッズ）

〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6 階

TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

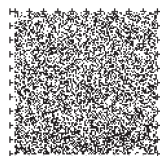
楽しく体を動かして、運動機能の維持・向上を支援します。

内 容

親子で参加する理学療法士による個別の機能訓練です。1 回 1 時間程度。月
2 回。土曜日に実施。お電話でお申し込みください。

対 象

身体障害者手帳をお持ちの小学 2 年生から・中学生・高校生



こはったつ子ども発達センター事業じぎょう

子ども発達センター（さくらキッズ）

問合せ先 〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6 階
TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

子どもの発達についての気がかりや心配なことに専門職が指導を行う子育て支援施設です。

子どもの興味や力に合わせて「言語」「運動」「作業」「心理」の個別指導や集団指導のプログラムに通いながら、健やかな成長と発達を支援します。

内 容

●開館日：月曜～土曜日（祝日・年末年始を除く）

●時間：午前9時～午後5時

●指導内容

個別指導 ……「運動」「言語」「心理」「作業」について専門職が指導します。1回1時間程度

集団指導 ……言語・認知学習指導（学びの活動）と集団指導（遊びの活動）を通して、コミュニケーション支援、社会性の育成、言語発達支援、認知発達支援、情動・行動の調整を行います。1グループ10人1回2時間

●その他

指導はすべて個別指導計画に基づき行われます。保護者の希望により在籍園への訪問も行います。保護者支援としてペアレント・トレーニングを実施します。

対 象

千代田区在住の就学前乳幼児及び小学1年生（条件有り）の児童とその保護者

利 用 料

無料

しょうがいじしえんじぎょう

障害児支援事業「フレンズビレッジ千代田」ちよだ

子ども発達センター（さくらキッズ）

問合せ先 〒101-0048 神田司町 2-16 神田さくら館 6 階
TEL (3256) 8162 / FAX (3256) 8160

障害のある小中高校生を対象に、学校休業日に日中の活動の場を提供します。

内 容

春、夏、冬休みなど学校休業日に日中指導と活動の場を提供します。

時間：午前9時から午後4時まで

場所：神田さくら館3階 千代田小学校プレイルームなど

内容：外出活動、調理実習、作業学習、音楽療法、造形活動、

レクリエーション活動、プール指導など

実施：年間21日間実施

定員：1日15名

対 象

千代田区在住の特別支援学級、特別支援学校等に通う小中高校生

利 用 料

無料（ただし施設入園料、調理材料費などは実費負担）

